

舟形町地域防災計画

資料・様式編

舟形町防災会議

— 目 次 —

1	条例・組織関連資料	1
1-1	舟形町防災会議条例	1
1-2	舟形町防災会議委員・機関名一覧	3
1-3	舟形町災害対策本部条例	4
1-4	舟形町危機管理要綱	5
1-5	舟形町防災行政用無線局設置及び管理等に関する条例	10
1-6	舟形町水防協議会条例	11
1-7	舟形町消防団条例	13
1-8	舟形町消防団規則	17
1-9	舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例	24
1-10	舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	30
2	危険区域資料	35
2-1	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域	35
2-2	雪崩危険箇所	37
2-3	山地災害危険区域	38
2-4	重要水防箇所	40
2-5	冠水想定箇所	40
3	施設関連資料	41
3-1	指定緊急避難場所	41
3-2	指定避難所	42
3-3	町福祉避難所	42
3-4	指定福祉避難所	42
3-5	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	42
3-6	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	42
3-7	応急給水資機材	43
3-8	災害対策用臨時ヘリポート	43
3-9	危険物規制対象施設一覧	43
4	防災関係協力事業所	45
4-1	舟形町建設業協会会員	45
4-2	舟形町消防団協力事業所	45
4-3	ごみ・し尿処理施設（最上広域市町村圏事務組合）	45
5	協定・様式	46
5-1	協定書締結一覧	46
5-2	被害状況判定基準	48
5-3	災害速報様式	51
5-4	災害報告様式	52
5-5	自衛隊派遣要請依頼書	56
5-6	自衛隊派遣撤収要請依頼書	57
5-7	避難者名簿	58
5-8	避難者カード	59
5-9	り災者名簿	60
5-10	り災者台帳	61
5-11	り災証明書	62
5-12	緊急通行車輛	66
5-13	公用令書	68
6	防災関係連絡機関一覧	70

1 条例・組織関連資料

1-1 舟形町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 15 日

条例第 4 号

改正 平成 12 年 3 月 21 日条例第 10 号

令和元年 6 月 7 日条例第 13 号

令和元年 9 月 12 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、舟形町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 舟形町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
- (2) 山形県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
- (3) 山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者 2 人以内
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 12 人以内
- (5) 教育長 1 人
- (6) 最上広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び消防団長 2 人以内
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 10 人以内

(8) 舟形町議会議員のうちから町長が任命する者 3人以内

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内

6 前項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任期者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月12日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 舟形町防災会議委員・機関名一覧

会 長 舟 形 町 長

No.	区分	定数	委員数	機 関 名
1	1号	3	1	国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所長
2			2	山形森林管理署 最上支署長
3	2号	5	1	最上総合支庁 総務企画部長
4			2	最上総合支庁 産業経済部長
5			3	最上総合支庁 建設部長
6			4	最上総合支庁 最上保健所長
7	3号	2	1	新庄警察署長
8	4号	12	1	舟形町 副町長
9			2	舟形町 総務課長
10			3	舟形町 まちづくり課長
11			4	舟形町 健康福祉課長
12			5	舟形町 農業振興課長
13			6	舟形町 地域整備課長
14			7	舟形町 住民税務課長
15			8	舟形町 会計管理者
16			9	舟形町 教育課長
17			10	舟形町 議会事務局長
18			11	舟形町 デジタルファースト推進室長 防災拠点整備室長
19			12	舟形町 地域強靱化対策室長
20			13	舟形町 危機管理室長
21	5号	1	1	舟形町 教育長
22	6号	2	1	最上広域消防本部 消防長
23			2	舟形町消防団長
24	7号	10	1	東北電力ネットワーク株式会社 新庄電力センター所長
25			2	東日本旅客鉄道株式会社 新庄駅長
26			3	もがみ中央農業協同組合 代表理事組合長
27			4	舟形郵便局長
28			5	東日本電信電話株式会社 宮城事業部 山形支店 災害対策室長
29			6	舟形町社会福祉協議会 会長
30			7	もがみ南部商工会 舟形支部長
31			8	舟形町土地改良区 理事長
32			9	舟形町建設業会 会長
33			10	ヤマト運輸株式会社 山形主管支店長
34	8号	3	1	舟形町議会議長
35			2	舟形町議会副議長
36			3	舟形町議会総務文教常任委員長
37	9号	3	1	自主防災組織代表
38			2	自主防災組織代表

1-3 舟形町災害対策本部条例

昭和38年 3月15日

条例第5号

改正 平成12年 3月21日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、舟形町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1-4 舟形町危機管理要綱

平成 18 年 6 月 28 日

訓令第 3 号

改正 平成 19 年 3 月 26 日訓令第 4 号

平成 23 年 3 月 14 日訓令第 3 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号

令和元年 10 月 1 日訓令第 2 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、危機又は危機となるおそれがある事態への対応について、総合的な体制を整備し、併せて迅速かつ適切に対応することにより、町民が安心して生活できる環境づくりに資することを目的として制定する。

(定義)

第 2 条 「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) 町民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態
- (2) 町行政の円滑な運営に著しい支障を及ぼす事態

2 「緊急事態」とは、危機又は危機となるおそれがある事態をいう。

3 「危機管理」とは、緊急事態の発生を未然に防止し、又は緊急事態発生時に被害の拡大防止及び早期復旧を図ることをいう。

(責務)

第 3 条 総務課及び各課等の責務は、次のとおりとする。

(1) 総務課の責務

緊急事態発生時においては、町の事態対処の事務を統括し、対処に関する基本的な方針の案の策定、関係課等が実施する対処措置の総合調整、関係機関との連絡調整等を行う。事前対策においては、全庁的な危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

(2) 各課等の責務

緊急事態発生時においては、総務課と連携して所管する事務に係る対処措置を実施する。事前対策においては、各課等における危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

(危機管理員)

第4条 危機管理員は、危機管理の一元的対応の強化及び適正な事務の確保を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機管理に関する所管課等の事務の統括に関すること。
- (2) 緊急事態における総務課長への報告及び対処措置の調整に関すること。
- (3) 緊急事態において総務課長が指示する事項に関すること。
- (4) その他所管課等における危機管理の事務を推進するために必要な事項

第2章 常設の危機管理組織

(危機管理連絡調整会議)

第5条 危機管理に関する情報の迅速な収集及び伝達等を図り、かつ、円滑に総合的な危機管理施策を図るため、危機管理連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

- 2 連絡調整会議の構成は、別表のとおりとする。
- 3 連絡調整会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 連絡調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 総合的な危機管理施策の検討及び推進に関すること
 - (2) 危機管理に関する情報の迅速な収集及び伝達に関すること
 - (3) その他危機管理施策を推進するために必要な事項
- 5 連絡調整会議の事務局は、総務課に置く。

第3章 緊急事態における危機管理組織

(危機管理対策会議)

第6条 議長は、危機となるおそれがあり、かつ、複数の課又は全庁的な対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、危機管理対策会議を開催することができる。

- 2 危機管理対策会議の組織及び運営は、連絡調整会議に準じる。

(危機対策本部)

第7条 町長は、危機と認める事態に対応する場合、危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 対策本部の本部長は町長、副本部長は副町長及び教育長、本部員は総務課長、まちづくり課長、農業振興課長、健康福祉課長、地域整備課長、住民税務課長、危機管理室長、教育課長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。
- 3 本部長は、現地における事務を処理するため、必要があると認める場合は、現地派遣班を編成し、

現地危機対策本部(以下「現地本部」という。)を設置するものとする。

4 本部長は、副本部長又は本部員の中から現地本部の長を指名する。

5 対策本部又は現地本部の事務局は総務課に置く。

(法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合の対応)

第8条 法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制に基づき対応する。

第4章 緊急事態対処の基準

(緊急事態発生時の情報伝達)

第9条 緊急事態発生時の情報伝達は、基本的に次のとおりとする。

(1) 緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を当該課等の危機管理員に報告するとともに、関係課に連絡する。

(2) 報告を受けた危機管理員は、速やかに総務課長に報告する。

(総務課長による事態の区分と対処措置)

第10条 総務課長は、被害状況等から事態の推移を予測し、事態の区分を判断する。

(1) 危機と判断した場合

ア 総務課長は、現に甚大な被害が生じるなどにより危機であると判断した場合は、町長に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、対策本部の設置について意見を具申する。

イ 対策本部が設置された場合は、総務課及び各課等は、町長の指示に基づき対処措置を実施する。

(2) 危機となるおそれがある事態と判断した場合

ア 総務課長は、甚大な被害が生じるおそれがあるなどにより危機となるおそれがある事態と判断した場合は、町長に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、総務課長が町の事態対処の事務を統括することについて了承を得る。

イ 総務課長は、各課等の意見を踏まえ、対処に関する基本的な方針の案を策定し、町長の承認を得る。

ウ 総務課長は、対処措置を迅速かつ適切に実施するため必要があると認める場合は、対処に関する基本的な方針に基づき、関係課等が実施する対処措置に関する総合調整を行う。

エ 総務課長は、状況に応じて次のことを実施する。

(1) 危機管理連絡調整会議の開催

(2) 危機管理対策会議の開催について副町長への意見の具申対策本部の設置についての町長への意見の具申

オ 各課長等は、総務課長に対して前項に掲げる事項の実施を求めることができる。

カ 各課長等は、総務課長の総合調整に基づき所管する事務に係る対処措置を実施する。

(3) 緊急事態にはあたらないと判断した場合

ア 総務課長は、緊急事態にはあたらないと判断した場合は、各課等に対処措置を要請する。

イ 各課等は、所管する事務に対処措置を実施し、経過等を総務課に報告する。

(広報活動の実施)

第 11 条 総務課及び各課等は町民の安全や安心を確保するため、被害状況や対策の実施等に関する情報を報道機関等に対して迅速かつ適切に提供する。

第 5 章 危機管理機能の強化

(危機発生の未然防止)

第 12 条 総務課及び各課等は、平素から危機発生の予知・予見に努め、危機発生の未然防止及び被害の軽減のための措置を講ずるものとする。

(危機管理意識の高揚)

第 13 条 総務課は、全庁的な職員の危機管理意識の高揚を図るため、危機管理に関する研修会等を開催するよう務める。

2 各課等は、各課等の職員の危機管理意識の高揚を図るため又は想定される事態対処に関する知識を習得するため、危機管理に関する研修会等を開催するよう務めるものとする。

(資材等の確保)

第 14 条 総務課は、想定される事態が発生した場合の被害状況を考慮し、計画的に資材等を確保するものとする。

(関係機関との連携)

第 15 条 総務課は、想定される事態が発生した場合に備えて、あらかじめ国や県等の関係機関と情報交換を行うなど、連携体制の構築を図るものとする。

第 6 章 その他

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、危機管理について必要な事項については、別に規定する。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(舟形町危機管理要綱の廃止)

2 従前の舟形町危機管理要綱(平成 13 年 11 月訓令第 17 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日訓令第 4 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日訓令第 3 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日訓令第 2 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

議長 副町長

副議長 教育長

委員

総務課長

まちづくり課長(危機管理員)

農業振興課長(危機管理員)

健康福祉課長(危機管理員)

地域整備課長(危機管理員)

住民税務課長(危機管理員)

危機管理室長(危機管理員)

教育課長(危機管理員)

会計管理者(危機管理員)

議会事務局長(危機管理員)

事務局 総務課

1-5 舟形町防災行政用無線局設置及び管理等に関する条例

平成8年9月19日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、山村地域における行政、農林業及び防災上などの各種情報の伝達を迅速かつ的確に行うことにより、地域住民の生産、生活環境の向上に資するとともに、生命及び財産を災害から保護することを目的として防災行政用無線局を設置する。

(名称)

第2条 防災行政用無線局の名称は、舟形町防災行政用無線局(以下「防災行政用無線局」という。)という。

(業務)

第3条 この防災行政用無線局は、次にあげる通信業務を行う。

- (1) 防災業務上の情報伝達に関すること。
- (2) 一般行政上の情報伝達に関すること。
- (3) 農林水産業の情報伝達に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認めた事項に関すること。

(管理運用)

第4条 町長は、防災行政用無線局を円滑に管理運用して行くために、次のことを行う。

- (1) 防災行政用無線局を適正に管理運用するために管理責任者を置く。
- (2) 電波法(昭和25年法律第131号)その他の関係法令等に基づき適切な管理運用を行う。

(委任)

第5条 その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-6 舟形町水防協議会条例

昭和56年 3月25日

条例第4号

改正 平成26年 3月17日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第26条第5項の規定により設置された舟形町水防協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は10人以内とする。

(会長及び代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長事故あるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、その指名する職務の代表者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 関係行政機関の職員たる委員及び関係団体の代表たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においても、これを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第7条 協議会委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干名を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月17日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日より施行する。

1-7 舟形町消防団条例

昭和 39 年 3 月 12 日

条例第 8 号

改正 昭和 43 年 9 月 27 日条例第 14 号

昭和 47 年 3 月 15 日条例第 1 号

昭和 61 年 3 月 13 日条例第 8 号

平成 14 年 3 月 19 日条例第 3 号

平成 30 年 3 月 22 日条例第 8 号

令和 3 年 3 月 8 日条例第 6 号

令和 4 年 3 月 9 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、分限、懲戒及び服務について必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 本町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 舟形町消防団

区域 舟形町全域

(任命)

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は、団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢 18 歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(定員)

第 4 条 団員の定員数は、380 名とする。

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって所属幹部を経由して任命権者に
願ひ出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第6条 団員であつて次の各号の1に該当するものがあるときは、任命権者はこれを懲戒するものと
する。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

第7条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、6カ月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であ
つても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従ひ、直ちに出
動し、服務につかなければならない。

第9条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服しては
ならない。

第10条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、副団長又はその他
の者にあつては、団長に届け出なければならない。また特別の事情により長期にわたり団員の半数
以上が同時に居住地を離れるときは、団長の許可を得るとともに、不在時における対策を別に講じ
なければならない。

2 団員の長期不在期間が多く、消防上に支障があると認められたときは、団長はその不在期間に限
り、団員を新たに任命し、消防活動に遺憾のないようにしなければならない。

第11条 団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障ある場合
に多数集合したり、又は多数集合して飲酒してはならない。

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに
当たる心構えを持たなければならない。

- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当らなければならない。
- (3) 上下同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ、信義を重くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し、金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義をもって、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬及び出動報酬)

第 13 条 団員には報酬、出動報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額は、舟形町特別職の職員の給与に関する条例（昭和 48 年 7 月条例第 16 号）及び舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 48 年 9 月条例第 20 号）の定めるところによる。

3 団員が、災害、警戒、訓練の職務に従事した時の出動報酬の額は、1 日につき次により支給する。

区分	時間	出動報酬の額
災害の場合	2 時間まで	2,000 円
	2 時間を超え 4 時間まで	4,000 円
	4 時間を超え 6 時間まで	6,000 円
	6 時間を超え 8 時間まで	8,000 円
	8 時間を超え 10 時間まで	10,000 円
	10 時間を超え 12 時間まで	12,000 円
	12 時間を超え 14 時間まで	14,000 円
	14 時間を超え 16 時間まで	16,000 円
警戒の場合	4 時間まで	1,000 円
訓練の場合	4 時間を超え 6 時間まで	2,000 円

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 舟形町消防団条例（昭和 29 年町条例第 49 号）は、廃止する。

附 則（昭和 43 年 9 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、昭和 43 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 3 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 13 日条例第 8 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 8 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 8 日条例第 6 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日条例第 3 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1-8 舟形町消防団規則

昭和 39 年 4 月 1 日

規則第 1 号

改正 昭和 61 年 3 月 13 日規則第 3 号

平成 12 年 12 月 25 日規則第 35 号

平成 14 年 3 月 29 日規則第 12 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 5 号

平成 29 年 1 月 24 日規則第 1 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 4 号

令和 4 年 3 月 30 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舟形町消防団条例（昭和 39 年 3 月条例第 8 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(団の組織及び設置区域)

第 2 条 消防団の組織及び設置区域は、別表のとおりとする。

第 3 条 消防団に次の各号に定める消防団員を置き、それぞれの定員は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 団長 1 人
- (2) 副団長 2 人
- (3) 本部付分団長 3 人
- (4) 分団長 7 人
- (5) 副分団長 7 人
- (6) 部長 23 人
- (7) 班長 46 人
- (8) 団員 291 人

第 4 条 団長は、団の事務を統括し団員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責に任ずる。

第 5 条 条例第 3 条による消防団の推薦は、団長、副団長、本部付分団長及び分団長で構成する最高

幹部会議（以下「最高幹部会議」という。）において行うものとする。

2 副団長及び本部付分団長は、団長がこれを任命する。ただし、任命に当たっては、最高幹部会議の意見を徴するものとし、本部付分団長は、分団長経験者とする。

3 分団長、副分団長、部長及び班長は、団員の中から団長が任命する。ただし、その任命に当たっては、それぞれの分団又は部から推薦された者を、団長、副団長、本部付分団長、分団長及び副分団長で構成する幹部会議（以下「幹部会議」という。）の意見を徴し、任命する。

（職務の代理）

第6条 団長が事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは、団長の定める順位に従い本部付分団長、分団長、副分団長又は部長が団長の職務を行う。ただし、団長が死亡し、罷免し、退職し、又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、本部付分団長、分団長、副分団長、部長及び班長の命免を行うことはできない。

（任期）

第7条 団長、副団長、本部付分団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は4年とし、再任することを妨げない。ただし、途中退任の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（宣誓）

第8条 団員は、その任命後、宣誓書（別記様式）を提出しなければならない。

（水火災その他の災害出場）

第9条 消防車が火災現場に赴くときは交通法規の定める規定に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第10条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は一列縦隊で、安全を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越し信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

第11条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第 12 条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高限度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(現場での遵守)

第 13 条 消防団が、水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1) 消防団員は、消防団長の指揮の下に行動しなければならない。

(消防団長は、消防長の所轄の下に行動しなければならない。)

(消防団長は、水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。)

(2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。

(3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最少限度にとどめなければならない。

(4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第 14 条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察職員又は検察員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 15 条 放火の疑いある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

(1) 直ちに町長及び警察職員に通報しなければならない。

(2) 現場保存に努めなければならない。

(3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は差控えなければならない。

(文書簿冊)

第 16 条 消防団に次の文書簿冊を備え、常にこれを整備しておかななければならない。

(1) 団員の名簿

(2) 沿革誌

(3) 日誌

(4) 設備資材台帳

(5) 区域内全図

(6) 地利水利要覧

(7) 金銭出納簿

(8) 手当受払簿

- (9) 給与品、貸与品台帳
 - (10) 諸令達簿
 - (11) 消防法規例規綴
 - (12) 雑書綴
- (教養)

第 17 条 団長は、団員の品位陶冶及び実施に役立つ技能の練磨に努め、別に定める教養計画により定期的にこれが教養を行わなければならない。

(表彰)

第 18 条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって、功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については団長が表彰を行うことができる。

第 19 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第 20 条 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団、部に対してこれを授与する。

第 21 条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
 - (2) 消防施設強化拡充についての協力
 - (3) 水火災現場における人命救助
 - (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎょ、救助に関し消防団に対してなした協力
- (服制)

第 22 条 消防団の服制については、消防庁告示により定める準則及び山形県服制の定めるところによる。

(階級、訓練、礼式)

第 23 条 消防団の階級、訓練、礼式については、消防庁の定める準則による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 舟形町消防団規則（昭和 31 年町規則第 2 号）は、廃止する。

附 則（昭和 61 年 3 月 13 日規則第 3 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 12 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

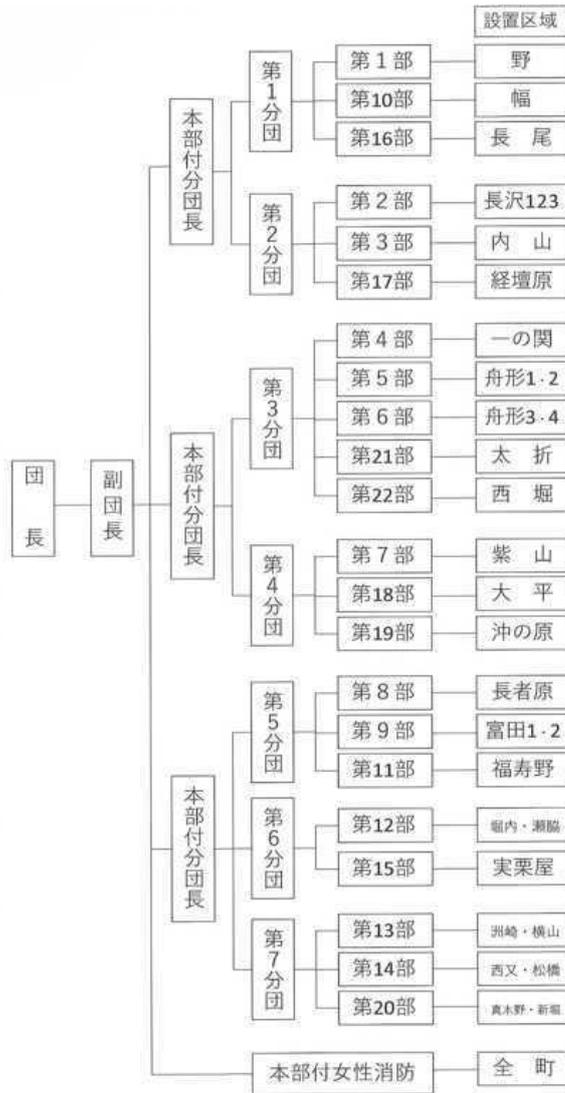
附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 7 号）抄

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表



別記様式

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

舟形町消防団 第 分団第 部
氏名

1-9 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 28 日

条例第 20 号

改正 昭和 50 年 3 月 18 日条例第 2 号

昭和 52 年 6 月 23 日条例第 15 号

昭和 53 年 6 月 27 日条例第 21 号

昭和 56 年 9 月 25 日条例第 23 号

昭和 57 年 12 月 27 日条例第 14 号

平成 20 年 9 月 9 日条例第 23 号

平成 26 年 3 月 17 日条例第 2 号

平成 31 年 3 月 6 日条例第 4 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、高潮その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民は、災害により被害を受けた当時舟形町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にしてその他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において父母又は祖父母については死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死

亡に関し災害弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 5,000,000 円とし、その他の場合にあつては 2,500,000 円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいあわせた者について死亡の推定については法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長のひ難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときも含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、2,500,000 円とし、その他の場合にあつては 1,250,000 円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失し若しくは流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5%とする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還)

第15条 災害援護資金は年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月18日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年6月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 20 年 9 月 9 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日条例第 2 号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 6 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

1-10 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月28日

規則第5号

改正 昭和58年1月27日規則第1号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第18条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れ申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3ヶ月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還期間及び償還方法を記載した貸付通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に移動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年 1月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

2 危険区域資料

2-1 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

(出典：山形県 令和元年5月17日)

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
小田山沢	8月26日	土石流	舟形	H24.1.13	県告第43号	-	-
太平沢1	5月26日	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
ダイ沢	6月26日	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
太平沢2	26-34	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
太平沢3	26-35	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
太平沢4	26-36	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
万木沢	10月26日	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	-	-
矢ノ沢	11月26日	土石流	長沢	H24.1.13	県告第43号	-	-
熊ノ沢	2月26日	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
実栗屋沢	26-38	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
湯の入沢	26-30	土石流	富田	H24.1.13	県告第43号	-	-
東谷の沢	26-25	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
赤根沢	26-26	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	-	-
平鹿沢	26-21	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	-	-
ヨナゴ沢	26-32	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
松橋沢	26-41	土石流	堀内	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
西堀2	2-6406	急傾斜地の崩壊	舟形	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
西堀3	2-6407	急傾斜地の崩壊	舟形	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
長沢	1-6408	急傾斜地の崩壊	長沢	H24.1.13	県告第43号	H24.1.13	県告第47号
谷地沢	26-22	土石流	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
ハチの沢	26-23	土石流	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
おんぺ沢	26-24	土石流	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
西又沢1	26-39	土石流	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
西又沢2	26-40	土石流	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
折渡2	147	地滑り	富田	H25.3.12	県告第173号	-	-
舟形折渡-1	148-1	地滑り	富田	H25.3.12	県告第173号	-	-
舟形折渡-2	148-2	地滑り	富田	H25.3.12	県告第173号	-	-
木友山-1	150-1	地滑り	舟形	H25.3.12	県告第173号	-	-
木友山-2	150-2	地滑り	舟形	H25.3.12	県告第173号	-	-
木友山-3	150-3	地滑り	舟形	H25.3.12	県告第173号	-	-
木友山-4	150-4	地滑り	舟形	H25.3.12	県告第173号	-	-
木友山-5	150-5	地滑り	舟形	H25.3.12	県告第173号	-	-
西の又1	2-6403	急傾斜地の崩壊	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
西の又2	2-6404	急傾斜地の崩壊	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
西の又3	2-64H004	急傾斜地の崩壊	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
西の又4	2-64H005	急傾斜地の崩壊	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号
西の又5	2-64H006	急傾斜地の崩壊	堀内	H25.3.12	県告第173号	H25.3.12	県告第177号

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
西の又 6	2-64H007	急傾斜地の崩壊	堀内	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
西の又 7	2-64H008	急傾斜地の崩壊	堀内	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
西の又 8	2-64H009	急傾斜地の崩壊	堀内	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
折渡 1-1	2-6412-1	急傾斜地の崩壊	富田	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
折渡 1-2	2-6412-2	急傾斜地の崩壊	富田	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
折渡 1-3	2-6412-3	急傾斜地の崩壊	富田	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
折渡 2	2-64H010	急傾斜地の崩壊	富田	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
折渡 3	2-64H011	急傾斜地の崩壊	富田	H25. 3. 12	県告第 173 号	H25. 3. 12	県告第 177 号
高倉山	J26-H002	地滑り	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	-	-
木友 1-1	1-6403-1	急傾斜地の崩壊	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	H25. 10. 18	県告第 951 号
木友 1-2	1-6403-2	急傾斜地の崩壊	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	H25. 10. 18	県告第 951 号
木友 2-1	1-6404-1	急傾斜地の崩壊	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	H25. 10. 18	県告第 951 号
木友 2-2	1-6404-2	急傾斜地の崩壊	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	H25. 10. 18	県告第 951 号
木友 3	2-64H001	急傾斜地の崩壊	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	H25. 10. 18	県告第 951 号
木友 4	2-64H012	急傾斜地の崩壊	舟形	H25. 10. 18	県告第 943 号	H25. 10. 18	県告第 951 号
嵯峨町沢	26-18	土石流	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
唐子沢	26-31	土石流	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	H26. 10. 3	県告第 863 号
舟形-1	1-6405-1	急傾斜地の崩壊	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	H26. 10. 3	県告第 863 号
舟形-2	1-6405-2	急傾斜地の崩壊	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	H26. 10. 3	県告第 863 号
元屋敷-1	149-1	地滑り	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
元屋敷-2	149-2	地滑り	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
舟形-1	151-1	地滑り	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
舟形-2	151-2	地滑り	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
舟形-3	151-3	地滑り	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
舟形-4	151-4	地滑り	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
舟形 2	1-6406	急傾斜地の崩壊	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	H26. 10. 3	県告第 863 号
一の関	1-6407	急傾斜地の崩壊	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	H26. 10. 3	県告第 863 号
一の関 1	2-6408	急傾斜地の崩壊	舟形	H26. 10. 3	県告第 858 号	H26. 10. 3	県告第 863 号
長者原 1	1-6401	急傾斜地の崩壊	長者原	H27. 10. 16	県告第 878 号	H27. 10. 16	県告第 880 号
松橋裏山-1	J26-H004-1	地滑り	堀内	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
松橋裏山-2	J26-H004-2	地滑り	堀内	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
松橋裏山-3	J26-H004-3	地滑り	堀内	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-
松橋裏山-4	J26-H004-4	地滑り	堀内	H26. 10. 3	県告第 858 号	-	-

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
通草沢川	26-37	土石流	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	-	-
大谷前	1-6411	急傾斜地の崩壊	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	H26. 10. 3	県告第863号
大谷前1	1-6412	急傾斜地の崩壊	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	-	-
長尾	2-6411	急傾斜地の崩壊	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	H26. 10. 3	県告第863号
長尾-1	152-1	地滑り	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	-	-
長尾-2	152-2	地滑り	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	-	-
長尾-3	152-3	地滑り	長沢	H26. 10. 3	県告第858号	-	-
権見沢	12月26日	土石流	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
ウルイ沢	1月26日	土石流	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
アケビ沢	26-27	土石流	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
うらの沢	26-20	土石流	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
瀬脇西沢	J26-H006	地滑り	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
長沢1	2-6409	急傾斜地の崩壊	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
長沢4	2-64H003	急傾斜地の崩壊	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
内山1	1-6409	急傾斜地の崩壊	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
内山2	2-64H013	急傾斜地の崩壊	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
瀬脇-1	2-6401-1	急傾斜地の崩壊	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
瀬脇-2	2-6401-2	急傾斜地の崩壊	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
瀬脇-3	2-6401-3	急傾斜地の崩壊	堀内	H27. 2. 13	県告第121号	H27. 2. 13	県告第125号
平石-1	1-6410-1	急傾斜地の崩壊	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
長沢2	2-6410	急傾斜地の崩壊	長沢	H27. 2. 13	県告第121号	-	-
内山	J26-H003	地滑り	長沢	H27. 11. 27	県告第986号	-	-
西又-1	J26-H005-1	地滑り	堀内	H27. 11. 27	県告第986号	-	-
西又-2	J26-H005-2	地滑り	堀内	H27. 11. 27	県告第986号	-	-
西又-3	J26-H005-3	地滑り	堀内	H27. 11. 27	県告第986号	-	-

2-2 雪崩危険箇所

(出典：山形県地域防災計画資料編 [平成29年度])

番号	町	大字小字等地名	危険箇所名	雪崩危険斜面 面積㎡	雪崩縦断斜面 延長m	雪崩横断斜面 延長m
561	舟形町	舟形	旧光生園	6510	62	150
562	舟形町	舟形	舟形(1)	30910	166	470
563	舟形町	舟形	舟形(2)	6910	103	170
564	舟形町	長沢字長沢	長沢	60420	335	450
565	舟形町	長沢字内山	内山	6130	46	220
566	舟形町	長沢字大谷前	大谷前	11790	155	250
567	舟形町	堀内字松橋	松橋	49380	278	270
568	舟形町	堀内字西の又	西又	40940	273	200

2-3 山地災害危険区域

(出典：山形県地域防災計画資料編)

① 民有林 山腹崩壊危険区域

危険地区番号		保安林等	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等					備考	
市町村	地区			大字	字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施 設 (道路 除く)		道路
363	4	有	一部概成	長沢	長沢山		10				県	
363	5	無	無	舟形	裏ノ山			6		1	国	
363	7	有	概成	舟形	堺ノ峯					1		
363	14	無	無	堀内	前山手 代森				2			
363	16	有	一部概成	堀内	前山手 代森				2	1		
363	12	無	一部概要	堀内	後山				2		県	
363	13	無	無	堀内	後山				2		県	
363	15	無	無	堀内	後山				4	1	県	
363	11	無	無	堀内	山家前 山			7		1	町	
363	10	無	無	堀内	横沢				2		町	
363	8	有	一部概要	舟形	手倉山						県	
363	9	無	無	堀内	宮田				2		県	
363	1	無	無	舟形	柴山				2	1	国	
363	2	無	無	長沢	長尾前			5			町	

② 民有林 崩壊土砂流出危険区域

危険地区番号		保安林等	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等					備考	
市町村	地区			大字	字	人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施 設 (道路 除く)		道路
363	1	無	無	長沢	九郎沢 山		30				県	
363	3	無	一部概成	長沢	長沢山					1	町	
363	4	有	一部概成	長沢	長沢山		15				県	
363	5	有	一部概成	長沢	長沢山			5			国	
363	6	無	一部概成	長沢	ゴンゲ ン沢		18				県	
363	7	無	一部概成	長沢	長沢山	87					国	
363	8	無	無	舟形	小田山			9		1	国	
363	9	無	無	富田	野崎山				2		県	
363	10	無	無	富田	兔沢						町	
363	11	無	無	堀内	松根沢						県	
363	12	有	概成	堀内	高森						県	
363	14	有	無	堀内	主税沢				2	1	県	
363	15	有	一部概成	堀内	大畑						県	
363	16	有	一部概成	堀内	マツ沢						県	
363	17	無	無	堀内	ヨナゴ 沢				2	1	県	

危険地区番号		保安林等	治山事業進捗状況	位置		公共施設等						備考
市町村	地区			大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	
363	18	有	一部概成	堀内	谷地ノ沢				2		町	
363	19	無	無	堀内	後山							
363	20	無	無	堀内	荒中沢				2		町	
363	21	無	無	堀内	後山						町	
363	22	無	無	堀内	堂ヶ窪						県	
363	23	無	一部概成	堀内	老ノ森						県	
363	24	無	無	長者原	福寿野			5		1	県	
363	25	無	無	長沢	大平				4		県	
363	26	無	無	長沢	大平				3	1	県	
363	27	有	一部概成	長沢	黒森					1	県	
363	28	有	一部概成	長沢	黒森						町	
363	29	無	無	長沢	長尾前						国	

③ 民有林 地すべり危険区域

危険地区番号		保安林等	地すべり防止区域指定	治山事業進捗状況	位置		公共施設等						備考
市町村	地区				大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	
363	1	有	無	概成	舟形	堺の峰					1	町	
363	2	無	無	無	長沢	スルス沢					1		
363	3	無	無	無	長者原	高倉山					1	町	
363	4	無	無	無	堀内	瀬脇西沢			7			県	
363	5	無	無	一部	堀内	沢内						町	
363	6	有	無	一部	堀内	大畠山						県	
363	7	有	有	一部	堀内	松橋裏山		10				県	
363	8	無	無	無	堀内	西ノ沢						町	
363	9	無	無	無	堀内	後山						町	
363	10	無	無	無	堀内	真木野						町	
363	11	無	無	無	堀内	高森						町	
363	12	無	無	無	堀内	後山						町	
363	13	無	無	無	堀内	大畑						町	
363	14	無	無	無	堀内	大畑						県	
363	15	無	無	無	長沢	黒森						町	
363	16	無	無	無	舟形	ハリヨ							
363	17	無	無	無	富田	折渡						県	

2-4 重要水防箇所

(出典：山形県水防計画 [令和元年度])

番号	河川名	距離標	地名 (大字名)	左右岸別	種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策 水工 防法	警報基準水位	
						A	B	A	B		量水表	水位 (m)
1	最上川	59.8 60.5	本堀内	左岸	堤防高		746 746			積土の う工	堀内	
2		60.7 61.1	富田	右岸	堤防高 漏水		390 390 0			積土の う工 月輪工 釜段工	堀内	
3		61.2 61.3	堀内	左岸	堤防高	90 90				積土の う工	堀内	
					堤防断面	90 0			築き廻 し工			
4		61.40	堀内・太郎 野	左右 岸	堀内橋				1	警戒巡 視	堀内	
5		61.4 62.1	堀内	左岸	堤防高		745 745			積土の う工	堀内	
6	64.5 64.9	実栗屋	左岸	堤防高	437 437				積土の う工	堀内		
				堤防断面	437 0			築き廻 し工				
7	最上小 国川	0.0 1.4	富田	左岸	漏水		1281 1281			月輪工 釜段工	堀内	
8		0.0 1.2	富田	左岸	堤防高		1128 0			積土の う工	堀内	
9		1.4 2.8	富田	左岸	漏水		1021 1021			月輪工 釜段工	堀内	
10		1.5 2.7	白山	右岸	漏水		1228 1228			月輪工 釜段工	堀内	
11	実栗屋 沢川	0.00 0.25	実栗屋	左右 岸	堤防高		250			積土の う工	堀内	4.40
12	荒中沢 川	0.10 0.25	堀内	左右 岸	堤防高		150			積土の う工	堀内	4.40
13	松橋川	0.00 0.70	堀内	左右 岸	堤防高	700				積土の う工	堀内	4.40
14		0.90 1.30	堀内	左右 岸	堤防高		400			積土の う工		
15	最上小 国川	11.40 14.10	長沢	左岸	堤防高		700			積土の う工	瀬見	5.00
16		9.70 10.10	長沢	左岸	堤防高		400			積土の う工	瀬見	5.00
17		6.30 6.70	舟形	右岸	堤防高		400			積土の う工		

2-5 冠水想定箇所

箇所名称	アンダーパス等名称	住所	種別
(主) 舟形大蔵線	ふながた 1 西の前アンダー	舟形町舟形	県道

3 施設関連資料

3-1 指定緊急避難場所

番号	施設名	所在地	対象とする異常な現象				想定収容 避人数 (人)
			洪水	がけ崩れ、 土石流及び 地すべり	地震	ため池	
1	野集会センター	長沢 236-3	○	○	○	○	49
2	幅コミュニティセンター	長沢 746	○		○	○	128
3	長尾公民館	長沢 673-3		○	○	○	24
4	内山地区多目的集会所	長沢 2, 721-9		○	○	○	87
5	経壇原多目的集会所	長沢 4, 770	○	○	○	○	24
6	大平多目的集会所	長沢 3, 400-9	○		○	○	14
7	紫山農事集会所	舟形 1, 844-1	○	○	○	○	63
8	沖の原地域農業総合管理施設	舟形 2, 677-356	○	○	○	○	76
9	一の関公民館	舟形 1, 360-1	○		○	○	41
10	西堀公民館	舟形 551-7	○		○		34
11	木友公民館	舟形 2, 079-6	○		○	○	31
12	太折多目的集会所	富田 1, 543-2	○		○	○	33
13	長者原公民館	長者原 293-2	○	○	○	○	39
14	富田公民館	富田 358-1	○	○	○	○	75
15	福寿野防災ダム管理センター	長者原 845-3	○	○	○		72
16	馬形構造改善センター	堀内 4, 842-2	○	○	○	○	16
17	堀内農業構造改善会館	堀内 4, 939-3	○	○	○	○	49
18	洲崎木工クラブ館	堀内 322-17	○	○	○	○	37
19	実栗屋公民館	堀内 1, 378-2	○		○	○	33
20	横山公民館	堀内 2, 131	○		○	○	18
21	真木野公民館	堀内 1, 817-2	○	○	○	○	30
22	新堀公民館	堀内 1, 785-12	○		○	○	14
23	西又地区多目的集会所	堀内 2, 449	○		○	○	19
24	松橋地区多目的集会所	堀内 2, 620	○		○	○	40
25	リサイクルプラザもがみ	富田 3, 471-31	○	○	○	○	245
26	舟形町生涯学習センター	長沢 3, 798	○	○	○	○	432
27	長沢交流センター	長沢 1, 072	○	○	○	○	278
28	舟形小学校	舟形 4, 560	○	○	○	○	303
29	ほほえみ保育園	舟形 4, 545	○	○	○	○	483
30	舟形中学校	舟形 555-4	○		○		452
31	舟形町中央公民館	舟形 126	○	○	○	○	160
32	舟形若あゆ温泉	長沢 8, 067	○	○	○	○	80
33	富長交流センター	富田 1, 945	○	○	○	○	205
34	舟形町農村環境改善センター	富田 1, 265	○	○	○	○	250

3-2 指定避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	想定収容人数（人）
1	舟形町生涯学習センター	長沢 3798	0233-32-1880	432
2	長沢交流センター	長沢 1072	0233-32-2111	278
3	舟形小学校	舟形 4560	0233-32-2106	303
4	ほほえみ保育園	舟形 4545	0233-32-2120	483
5	舟形中学校	舟形 555-4	0233-32-2108	452
6	舟形町中央公民館	舟形 126	0233-32-2246	160
7	舟形若あゆ温泉	長沢 8067	0233-32-3655	80
8	富長交流センター	富田 1945	0233-32-2111	205
9	舟形町農村環境改善センター	富田 1265	0233-32-1885	250
10	舟形町福祉避難所	舟形 4, 550-1	0233-32-0528	110
11	光生園	舟形 4733	0233-32-2770	30
12	えんじゅ荘	長者原 1712-1	0233-32-3550	15
13	ほなみ	舟形 42-1	0233-32-3900	5
14	舟形徳洲苑	富田 135-1	0233-35-2228	15

3-3 町福祉避難所

施設名	所在地	電話番号	想定収容人数（人）
舟形町福祉避難所	舟形 4, 550-1	0233-32-0528	110

3-4 指定福祉避難所

施設名	所在地	電話番号	想定収容人数（人）
光生園	舟形 4, 733	0233-32-2770	30
えんじゅ荘	長者原 1, 712-1	0233-32-3550	15
ほなみ	舟形 42-1	0233-32-3900	5
舟形徳洲苑	富田 135-1	0233-35-2228	15

3-5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号	情報伝達方法
光生園	舟形 4, 733	0233-32-2770	電話
舟形徳洲苑	富田 135-1	0233-35-2228	電話

3-6 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号	情報伝達方法
舟形中学校	舟形 555-4	0233-32-2108	電話
ほなみ	舟形 42-1	0233-32-3900	電話
にじいろ	舟形 43	0233-29-6700	電話

3-7 応急給水資機材

資機材名	容量	筒数	備考
移動給水タンク	1,500 L	1 箇所	

3-8 災害対策用臨時ヘリポート

施設名	所在地	備考
災害時臨時ヘリポート	舟形 1618-23	

3-9 危険物規制対象施設一覧

◎屋外タンク貯蔵所

番号	事業所名	設置場所	備考
1	(有)舟形マッシュルーム	長沢 6831	

◎地下タンク貯蔵所

番号	事業所名	設置場所	備考
1	特別養護老人ホームえんじゅ荘	長者原 1712-1	
2	富田排水機場	富田 63	
3	舟形若あゆ温泉 清流センター	長沢 8067	
4	舟形町立舟形小学校	舟形 4560	
5	舟形徳洲苑	富田 135-1	
6	尾花沢市大石田町環境衛生センター	堀内字ユスナゴ 1092	

◎移動タンク貯蔵所

番号	事業所名	設置場所	備考
1	(株)佐藤良蔵商店	舟形 281-4	2 台所有
2	もがみ中央農協 若あゆセルフ給油所	舟形 2848	3 台所有
3	(株)大場惣吉商店	長沢 1206-2	1 台所有
4	(有)門脇産業	堀内 1522	1 台所有

◎給油取扱所

番号	事業所名	設置場所	備考
1	(株)佐藤良蔵商店	舟形 289-11	営業用
2	もがみ中央農協若あゆセルフ給油所	舟形 2848	〃
3	山形県民ゴルフ場	長沢 8067	自家用

◎一般取扱所

番号	事業所名	設置場所	備考
1	(株)大場惣吉商店	長沢 1206-2	
2	舟形町立舟形中学校	舟形 555-4	
3	(有)舟形マッシュルーム	長沢 6831	
4	長沢交流センター	長沢 1072	
5	富長交流センター	富田 1945	

◎圧縮液化石油ガス等

番 号	事 業 所 名	設 置 場 所	備 考
1	(株) キリウ山形	舟形 2332-1	
2	舟形町立舟形中学校	舟形 555-4	
3	舟形町営住宅 1号棟	舟形 94-10	
4	舟形町営住宅 2号棟	舟形 94-12	
5	光生園	舟形 4733	
6	舟形町営住宅 3号棟	舟形 94-19	
7	舟形若あゆ温泉 清流センター	長沢 8067	
8	ほ な み	舟形 42-1	
9	舟形徳洲苑	富田 135-1	
10	舟形町立舟形小学校	舟形 4560	
11	東日本旅客鉄道株式会社 舟形駅	舟形地内	
12	特別養護老人ホームえんじゅ荘	長者原 1712-1	
13	もがみ中央農協南部営農センター	舟形 325-1	
14	山形県民ゴルフ場	長沢 8067	

4 防災関係協力事業所

4-1 舟形町建設業協会会員

業者名	住所	電話番号	備考
(株)伊藤組	舟形町長沢 306	33-2033	
(株)八鍬建設	舟形町舟形 864	32-2315	
(有)丸産機興	舟形町舟形 4635	32-3131	
(株)柿崎建設工業	舟形町富田 1911-乙	32-2902	
(株)齊藤工務店	舟形町富田 1265-9	35-2726	
澤内建設 (株)	舟形町堀内 336	35-2211	
(有)門脇産業	舟形町堀内 1522	35-2121	
丸充建設 (株)	新庄市大字鳥越 1821	22-6266	

4-2 舟形町消防団協力事業所

事業所名	住所	電話番号	備考
(株)伊藤組	舟形町長沢 306	33-2033	
(有)門脇産業	舟形町堀内 1522	35-2121	
(株)齊藤工務店	舟形町富田 1265-9	35-2726	
(有)丸産機興	舟形町舟形 4635	32-3131	
(株)柿崎建設工業	舟形町富田 1911-乙	32-2902	
(株)大成技術コンサルタント	舟形町舟形 501-5	32-3677	
丸充建設 (株)	新庄市大字鳥越 1821	22-6266	
(株)八鍬建設	舟形町舟形 864	32-2315	

4-3 ごみ・し尿処理施設（最上広域市町村圏事務組合）

区分	名称	所在地	電話番号	対象市町村
可燃物	エコプラザもがみ	鮭川村大字川口字泉川前山 2756-27	22-3838	圏域全市町村
不燃物	リサイクルプラザもがみ	舟形町富田字檜原沢 3471-31	32-2042	圏域全市町村
し尿	もがみクリーンセンター	新庄市大字本合海字白ヶ沢 1104-58	26-2770	圏域全市町村

5 協定・様式

5-1 協定書締結一覧

No.	分類	協定等名称	締結相手方	協定日	備考
1	自治体	山形県広域消防相互応援協定	山形県県内全市町村・ 県下消防本部	S53. 3. 10	
2	消防防災ヘリ	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	山形県内全市町村	H10. 4. 1	
3	消防応援	山形県消防広域応援隊に関する覚書	山形県下消防本部	H 7. 11. 14	
4	自治体	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援協定に関する協定	山形県内全市町村	H 7. 11. 20	
5	地域団体	震災避難協定書	東京都港区東麻布	H20. 4. 1	
6	廃棄物収集・ 運搬	災害時における一般廃棄物の収集、運搬等に関する協定	新庄最上清掃事業組合	H22. 10. 25	
7	自治体	災害時における相互応援に関する協定書	宮城県黒川郡大郷町	H24. 11. 13	
8	活動支援協力	災害時の協力に関する協定書	株式会社大成技術コンサル サルト	H24. 6. 1	
9	物資供給	災害時における物資調達に関する協定書	東北カートン株式会社	H24. 6. 21	
10	物資輸送	災害時における緊急輸送及び緊急物資拠点の運用等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 山形主管支店	H26. 2. 25	
11	広域避難	原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書	宮城県美里町、最上市 町村	H28. 3. 29	
12	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（高齢者・障がい者）	障がい者支援施設光生 園	H28. 8. 26	
13	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（高齢者・障がい者）	指定介護老人福祉施設 えんじゅ荘	H28. 8. 26	
14	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（高齢者・障がい者）	地域密着型福祉複合施 設ほなみ	H28. 8. 26	
15	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（高齢者・障がい者）	介護老人保健施設舟形 徳洲苑	H28. 8. 26	
16	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（妊婦・乳幼児）	障がい者支援施設光生 園	H28. 8. 26	
17	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（妊婦・乳幼児）	指定介護老人福祉施設 えんじゅ荘	H28. 8. 26	
18	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（妊婦・乳幼児）	地域密着型福祉複合施 設ほなみ	H28. 8. 26	
19	福祉避難所の 設置運営	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（妊婦・乳幼児）	介護老人保健施設舟形 徳洲苑	H28. 8. 26	
20	物資供給及び 貸与	災害時における物資供給及び貸与に関する協定書	障がい者支援施設光生 園	H28. 8. 26	
21	物資供給及び 貸与	災害時における物資供給及び貸与に関する協定書	指定介護老人福祉施設 えんじゅ荘	H28. 8. 26	
22	物資供給及び 貸与	災害時における物資供給及び貸与に関する協定書	地域密着型福祉複合施 設ほなみ	H28. 8. 26	
23	物資供給及び 貸与	災害時における物資供給及び貸与に関する協定書	介護老人保健施設舟形 徳洲苑	H28. 8. 26	
24	電力復旧	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク 株式会社新庄電力セン ター	H30. 4. 10	

No.	分類	協定等名称	締結相手方	協定日	備考
25	葬祭用品の供給・遺体の運送等	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運送等の協力に関する協定	山形県葬祭業協同組合	H30. 12. 11	
26	電動車両・給電装置の貸与	災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書	山形三菱自動車販売株式会社	R 1. 9. 20	
27	地図製品等の供給等	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン総合販売本部 東北第一エリアグループ	R 1. 11. 26	
28	情報発信等	災害における情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	R 2. 3. 16	
29	活動支援協力	災害時における支援協力に関する協定書	舟形町建設業協会	R 3. 3. 22	

5-2 被害状況判定基準

被害区分		認定基準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上の浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	

被害区分		認定基準	備考
被害金額	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。	
り災者	り災世帯の構成員をいう。		
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。		

被害区分	認定基準	備考
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。	
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-3 災害速報様式

様式第1号

災害速報	
(月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災害の原因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災害発生場所	(市、町、村)
災害の概況及び応急対策の状況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

5-4 災害報告様式

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ()

： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被災者氏名	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注)： 1 被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、負傷者の傷害状況等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原 因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原 因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注)：1 被害の態様の欄には、全壊[全焼、全流出]、半壊[半壊]、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。

4 復旧の欄には、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること。(避難状況については、様式第4号に記入すること。)

様式第4号

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住 民 避 難 の 内 容	避 難 先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				

(注)：1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害、(崖崩れ、地すべり、土石流等)、住家被害(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等)等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 住民避難の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。

4 避難先の欄には、何々地内、施設名称等まで記入すること。

5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

6 備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。

災 害 報 告 (中間・確定)

災害名				区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名称		
報告番号	第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha			公立文教施設	千円				設置市町村名	設置	月 日 時
				冠 水	ha			農林水産業施設	千円		解散			月 日 時	
				流失・埋没	ha			公供土木施設	千円						
				冠 水	ha			その他の公共施設	千円						
市町村名				そ の 他	文教施設	箇所		小 計	千円		災害対策本部				
					病院	箇所		農 産 被 害	千円						
					道 路	箇所		林 産 被 害	千円						
人的被害	区 分		被 害		橋 り ょ う	箇所		畜 産 被 害	千円		適用市町村名	計 団体			
	死 者	人				河 川	箇所		水 産 被 害	千円					
	行方不明者	人				港 湾	箇所		商 工 被 害	千円					
	負傷者	重 傷	人			砂 防	箇所		商工建物被害	千円					
住 家 被 害					清 掃 施 設	箇所		鉄 道 施 設 被 害	千円		災害救助法	計 団体			
					鉄 道 不 通	箇所		電 信 電 話 施 設 被 害	千円						
					被 害 船 舶	隻		電 力 施 設 被 害	千円						
					水 道	戸		そ の 他	千円		適用市町村名	計 団体			
					電 話	回線		小 計	千円			消防職員出動延人数	人		
					電 気	戸		被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人		
					ガ ス	戸		備 考							
					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所									
					棟		り 災 世 帯 数						世帯		
					世帯		り 災 者 数						人		
					人		災 害 の 態 様						地 す べ り	箇所	
				棟		が け 崩 れ	箇所								
				世帯		土 石 流	箇所								
				人		建 物	件								
				棟		危 険 物	件								
				棟		そ の 他	件								
非住家	公 共 建 物		棟		火災発生										
そ の 他		棟													

5-5 自衛隊派遣要請依頼書

(様式1号)

第 号
年 月 日

陸上自衛隊第六師団長 殿

山形県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、下記により部隊の派遣を要請します。

記

1 派遣を要請する事由

2 派遣を希望とする期間

年 月 日 時 分から終了まで

3 派遣を希望する人員

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

5-6 自衛隊派遣撤収要請依頼書

(様式2号)

第 号
年 月 日

陸上自衛隊第六師団長 殿

山形県知事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け第 号で要請した貴師団の派遣部隊について、

下記により撤収を要請します。

記

1 派遣を要請した区域

2 撤収要請の事由

3 撤収希望日時

年 月 日 時 分

5-7 避難者名簿

避難所名		開設期間			年 月 日		時から
					年 月 日		時まで
番号	住所	氏名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備考
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
計		名 (内 65歳以上			名、乳幼児		名)

5-10 り災者台帳

り災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 り災場所	り災の状況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 . . 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他() 4.不明
	舟形町	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁	り災年月日 . .	建物被害：種類：1.住家2.事務所3.事業所4.倉庫5.工場6.その他() 被害：1全壊(焼) 2.流出3.半壊(焼) 4.床上浸水5.床下浸水 6.一部損壊
P	調査実施年月日 . .	
	調査担当者 _____	
第 . . 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他() 4.不明
	舟形町	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁	り災年月日 . .	建物被害：種類：1.住家2.事務所3.事業所4.倉庫5.工場6.その他() 被害：1全壊(焼) 2.流出3.半壊(焼) 4.床上浸水5.床下浸水 6.一部損壊
P	調査実施年月日 . .	
	調査担当者 _____	
第 . . 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他() 4.不明
	舟形町	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁	り災年月日 . .	建物被害：種類：1.住家2.事務所3.事業所4.倉庫5.工場6.その他() 被害：1全壊(焼) 2.流出3.半壊(焼) 4.床上浸水5.床下浸水 6.一部損壊
P	調査実施年月日 . .	
	調査担当者 _____	

り 災 証 明 書

世帯主住所	最上郡舟形町 番地
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

り災原因	年 月 日の による
------	---------------

被災住家※の所在地	最上郡舟形町
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

舟形町長

(第5号様式)

第 号		年 月 日		り 災 届 出 証 明 書	
住 所		最上郡舟形町		番地	
氏 名					
被 害 状 況	災害の原因	1 風水害	2 震火災	3	その他
	り災年月日 時刻	年 月 日	午 前 後	時 分 頃	
	り災場所	舟形町		番地	
	り災状況				
備考					
※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。					
上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日					
				舟形町長 印	

※この証明書は、町の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

5-12 緊急通行車輛

(1) 様式1



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 様式2



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

(3) 様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 輛 確 認 証 明 書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示 されている番号			
車輛の用途 (緊急輸送を行う 車輛にあつては、 輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5-13 公用令書

(1) 従事命令、協力命令

従事第 号	公 用 令 書
住 所 氏 名	従事 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。 協力
年 月 日	処分権者 氏名 印
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(2) 保管命令

管理第 号	公 用 令 書			
住 所 氏 名	保管 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日	処分権者 氏名 印			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(3) 管理、使用、収用

管理（使用、収用）第 号							
公 用 令 書							
住 所							
氏 名							
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり						管理 使用 する。 収用	
年 月 日							
処分権者 氏名							印
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(4) 変更

管理（使用、収用）第 号	
公 用 変 更 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分 を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
印	
変更した処分の内容	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(5) 取消

取消第 号	
公 用 取 消 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分 を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
印	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

6 防災関係連絡機関一覧

項目	防災関係機関	電話 (F A X)	郵便番号	住所	備考
全般	山形県防災くらし安心部 防災危機管理課		990-8570	山形市松波2丁目 8-1	
	宿日直室（夜間休日）	023 - 630-2754			
	防災危機管理担当	023 - 630-2231 (023-633-4711)			
	(県防災行政無線電話・衛星系)	7-800-1202			
	最上総合支庁総務企画部総務課防災 安全室	29 - 1209 (22 - 4842)	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	
	(県防災行政無線電話・衛星系)	7 - 840 - 820			
		7-840-821			
消防 ・ 水防	最上広域消防本部	22 - 7521 (22 - 7523)	996-0002	新庄市金沢字中村 1279-1	
	(県防災行政無線電話・衛星系)	7-751-901			
人的 被害 住家 被害	最上広域消防本部南支署	32 - 2101 (32-2101)	999-4602	舟形町長者原 1436-150	
	新庄警察署	22 - 0110 (22 - 7564)	996-0078	新庄市新町 5-19	
	舟形駐在所	32 - 2102	999-4601	舟形町舟形 309-4	
河川 被害 情報 ・ 河川 水位 情報	国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所（代表）	22 - 0251	996-0071	新庄市小田島町 5-55	
	管理課（直通）	22 - 0275 (22 - 0623)			
	新庄河川事務所鳥越出張所	22 - 6038 (22 - 0083)	996-0002	新庄市金沢字中村 1495-13	
	最上総合支庁建設部 河川砂防課	29 - 1409 (23 - 2950)	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	
気象 情報	山形地方気象台 観測予報担当	023 - 622-2262	990-0041	山形市緑町 1-5-77	
防疫 関係	最上総合支庁最上保健所	29 - 1261	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	
	保健企画課生活衛生室				
電力 被害	東北電力ネットワーク株式会社 新庄電力センター 総務	23 - 7119 (22 - 1564)	996-0084	新庄市大手町 1-20	
	ネットワークコールセンター				
	停電・緊急時のお問合せ	0120 - 175 - 366			
	電気設備に関するお問合せ	0120 - 175 - 377			

項目	防災関係機関	電話	郵便番号	住所	備考
電話 被害	故障に関するお問合せ (コールセンター)				
	電話故障/設備不良に関するお 問合せ	0120-444-113			
	インターネット故障に関するお 問合せ	0120-000-113			
	N T T東日本 山形支店災害対策室	023-621-9288	990-0053	山形市薬師町 2-18-1	
道路 通行 規制	山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所	22 - 1581 (22 - 8396)	996-0041	新庄市大字鳥越字舟 田 608-2	
県道 通行 規制	最上総合支庁建設部道路計画課	29 - 1397 (22 - 1118)			
列車 不通 区間 ・ 運休	東日本旅客鉄道株式会社 新庄駅	22 - 5580	996-0024	新庄市多門町 1-1	
路線 バス 被害	山交バス(株)新庄営業所	22 - 2040	996-0025	新庄市若葉町 3-31	
L P ガス 被害	最上地区プロパンガス保安センター	22 - 1463	996-0081	新庄市中道町 8-12	
	最上総合支庁 (代表)	22-1111	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	
水道 被害	保健企画課生活衛生室	29 - 1261			
土木 被害 情報 総括	建設総務課 (建設技術・事業調整担 当)	29 - 1373 29-1391			
農林 被害 情報 総括	地域産業経済課 (産業振興担当)	29-1307			
公立 文教 施設 被害	教育事務所総務課	29-1432			
河川 関係	河川砂防課 (工事維持調査担当)	29 - 1409			
病院 ・診 療所	山形県立新庄病院	22-5525	996-0025	新庄市若葉町 12-55	
	新庄徳洲会病院	23-3434	996-0041	新庄市大字鳥越駒場 4623	
	舟形クリニック	32-3300	999-4601	舟形町舟形 365-17	

舟形町地域防災計画（資料・様式編）

発行日 令和5年3月
発行 山形県 舟形町

〒999-4601
山形県最上郡舟形町舟形 263 番地
TEL:0233-32-2111（代表電話）
FAX:0233-32-2117

企画・編集 舟形町 住民税務課